「改憲問題対策法律家 6 団体連絡会の緊急声明」

2019年11月18日

上記の連絡会が11月12日付きで、「緊急声明」を出した。6団体は、社会文化法律センター、自由法曹団、 青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会である。安倍政権が進めようとしている改憲案の発議を許さず、改憲のための憲法審査会の開催に反対する「緊急声明」で、今後の日本のあり方を決定する重要な問題であると思う。長文なので、要点をまとめて、転載したい。

「はじめに」、安倍首相は自らの任期中に改憲を成し遂げることに強い執念を燃やしているが、改憲問題対策法律家6団体連絡会は、自民党4項目改憲案に強く反対する。憲法審査会の始動は国会議員の憲法尊重擁護義務(憲法第 99 条)に違反し、改憲の動きを加速させる衆参憲法審査会の開催に断固反対する、と書き出している。

自民党の改憲4項目は、① 憲法 9 条に自衛隊を明記する、② 緊急事態条項の新設、③合区 解消、④ 教育充実であるが、最大の目的は憲法に自衛隊を明記する 9 条の改憲である。上記改 憲案は、戦力の不保持、交戦権の否認を定めた9条2項を空文化し、憲法違反の安保法制をも超 える権限を持つ、無制限の集団的自衛権の行使を憲法上可能にする。「戦争をしない国」という我 が国のあり方を根底から変える危険な改憲案であって、絶対に許してはならない。緊急事態条項は、 9 条改憲とあいまって、軍事的な緊急事態において、国権の最高機関である国会の立法権を奪い、 内閣が独裁的に国民の人権制限を行うことを可能にする。大地震などの自然災害の対応について はすでに充分な法律が整備されており、憲法に緊急事態条項を置く必要性はない。合区解消は、 投票価値の平等を侵害する恐れがあり、その解決は議員定数や選挙制度の改革などの改正で足 りるもので、改憲の必要はない。教育の充実も、法律や予算措置によって実現できるものであり、改 憲の必要性はない。教育格差を是正すべき文科大臣が「身の丈」発言をするような安倍政権の退 陣こそが教育の充実につながるものである。自民党改憲案は我が国を「戦争のできる国」に作り変 えようとするところに本質があり、日本国憲法の基本原理である平和主義、国民主権、基本的人権 の尊重を破壊するもので、このような危険な改憲に踏み出す憲法審査会の開催に応じるべきでは ない。国民が新内閣に期待する政策は、朝日新聞の世論調査では「年金などの社会保障」が 38%で最も高く、「憲法改正」はわずか 3%で、NHKの世論調査でも、「社会保障」が 28%、「景 気対策」が 20%に対し、「憲法改正」は 5%であった。憲法改正は「国民のなかから憲法を改正す べしという世論が大きく高まり、国民的なコンセンサスがそういう方向で形成されることが必要であ る」(1980年 | 1月 | 7日政府統一見解)。

自民党の森山国会対策委員長は、改憲手続法改正案は、公職選挙法に基づいて国民投票法を改正するとの考えを強調した。この法案は投票環境の後退面も含まれるほか、何よりも、テレビ、ラジオ、SNS等による国民投票運動の有料広告の規制について検討がなく、現行法の持つ「国民投票をカネで買う」危険が全く考慮されていないという本質的な欠陥がある改正法案である。改憲手続法を成立させることは、自民党改憲案が憲法審査会に提示される道を開き、改憲発議、国民投票への道を開くものというべきである。自民党改憲案は、我が国を「戦争する国」に作り変えようとするものである。その発議と国民投票に向けての最初の一歩を踏み出すことは、改憲を望まない国民の意思に反すると確信する。

私たち改憲問題対策法律家 6 団体連絡会は、自民党改憲案に強く反対する立場から、<u>憲法審</u> 査会の開催に断固反対し、改憲手続法改正案の審議・採決にも反対する。